

## 川崎市交通局附帯事業検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 バス事業の経営基盤の安定化及び強化を図るため、附帯事業の範囲拡大に関する自治省通知(平成元年6月26日付け自治企-第71号)並びに地方公営企業法施行令の一部を改正する政令(政令320号・平成元年12月13日施行)に基づき、附帯事業等についての調査・検討を目的として、川崎市交通局附帯事業検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査・検討し、局長に報告するものとする。

- (1) バス事業における附帯事業について
- (2) 営業所施設の再構築について
- (3) その他の関連事項

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、川崎市交通局及び川崎交通労働組合の次の者をもって構成する。

局側委員	組合側委員
企画管理部長	副執行委員長
自動車部長	書記長
庶務課長	関係支部長
経営企画課長	
経営企画課主幹(事業改革推進担当)	
経理課長	
企画管理部主幹(労務担当)	
管理課長	
運輸課長	
お客様サービス課長	
経営企画課課長補佐(経営計画)	

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は企画管理部長を、副委員長は労働組合副執行委員長をもってあてる。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会 議 )

第 5 条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

( 部 会 )

第 6 条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、委員長が指名するものとする。

3 部会は、調査検討事項について委員を補佐するほか、委員長の命によって必要な調査・研究を行い、委員長に報告するものとする。

( 庶 務 )

第 7 条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

( 委 任 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他の必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 9 日から施行する。

2 川崎市交通局附帯事業に係る研究会設置要綱（平成元年 9 月 1 4 日付け川交調第 9 3 3 号）は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成 3 年 1 0 月 7 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、決裁日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、決裁日から施行し、平成 1 5 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、決裁日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要綱は、決裁日から施行し、平成19年4月1日から適用する。